

令和6年10月25日

香芝市長 三橋 和史 様

香芝市議会議長 川 田 裕
【質問者： 眞鍋 亜樹 】

質 問 状

香芝市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき次のとおり質問するので、同条第2項により速やかに回答してください。

1 同報系防災行政無線の整備について

同報系防災行政無線の整備については、令和6年度中に設計を終え、令和7年度中に整備することとされている。三橋市長は運用面でも工夫していくことができるような仕様にするなど議会答弁でも述べられていたが、その進捗状況についての説明がほとんどないままである。よって、整備についての進捗状況や今後の具体的な整備の内容について以下に問う。

1. 屋外拡声子局（屋外スピーカー）はどのような性能のものを採用する予定で、その設置箇所数、設置位置などについて説明を求める。
2. 本市と隣接する市町との境界付近では、互いの音声が入り乱れることは避けるべきであると考えますが、どのような工夫がなされるのかを説明を求める。
3. あらかじめ放送内容として定めておくことができる合成音声は何パターン設定することができるか。また、合成音声は、男女の音声を切り替えることができるか。
4. 香芝市全域の一斉放送だけでなく、一部の屋外拡声子局を指定して放送することができるようになるか。
5. 同報系防災行政無線の運用要領はいつ頃策定されるのか。三橋市長は議会答弁でも運用要領を定めると述べていたが、設計や仕様が確定する前に運用要領の概略だけでも定まっていなければその内容を反映することができないと考えられるため、早期に内容を固めるべきではないか。

2 主要駅前における建築物の高さ制限の緩和に伴う消防上の措置について

新たな街づくりの方針として、主要駅前における建築物の高さ制限を現行の31メートルから45メートルまでに緩和する方針を示し、令和6年9月には第一次香芝市都市計画再編基本方針を策定した。この施策については、今後、景観や交通に与える影響等について調査を進められるとのことであるが、奈良県広域消防組合においてははしご車の装備台数の削減又は装備の簡略化を予定しているものと聞いており、消防の観点からも必要な措置を講じなければならないものとする。よって、現状と今後の見通しについて以下に問う。

1. 主要駅前における建築物の高さ制限を緩和することを含めた新たな街づくりを進めていくに当たって、その内容を奈良県広域消防組合に伝達しているか。
2. はしご車の装備については、今後どのように行われる見通しであるか。

以上

香 危 第 4 2 号
令和6年11月25日

香芝市議会議長 川田 裕 殿

香芝市長 三橋 和史



文書質問に対する回答書の送付について

令和6年10月25日付け眞鍋亜樹議員の文書質問に対し、別紙回答書を送付する。

眞鍋亜樹議員提出の文書質問に対する回答書

1(1)について

屋外拡声子局（屋外スピーカー）については、明瞭な音を広範囲に放送することができ、同報系防災行政無線のものとして一般的に採用されている高性能スピーカーを採用する予定である。

また、屋外拡声子局（屋外スピーカー）の設置位置は、土砂災害警戒区域等に既に設置している14か所のほか、指定避難所や公園等の市有地など新たに21か所に設置する予定をしており、屋外子局数（屋外スピーカー）は市内全域で35か所、スピーカーの総数については95個となる予定である。

1(2)について

隣接する市町に極力影響が及ばないように、屋外拡声子局（屋外スピーカー）については、音達範囲が大きいものと小さいものを組み合わせて設置するほか、出力、方向及び配置などを考慮して、設置場所の選定を行っている。

また、屋外拡声子局（屋外スピーカー）の設置後においても、必要に応じて音量調節を行うなど、隣接する市町に影響が及ばないように工夫する予定である。

1(3)について

合成音声の放送内容は500以上のパターンを登録することができるシステムが多く、本市もそのようなシステムを採用する予定である。

また、最新のAI技術を利用した音声合成機能を導入する予定であり、男女の音声を切り替えることも可能である。

1(4)について

一部の屋外拡声子局（屋外スピーカー）を指定して放送することができるシステムを採用する予定である。

1(5)について

同報系防災行政無線運用要領については、令和6年12月頃までに案を定めることを目指しているところであるが、既に基本的な内容については概ね定まりつつあり、現在はその内容に基づいて設計業務の受託業者との打合せを行っている段階である。

2(1)について

令和6年9月に策定した第一次香芝市都市計画再編基本方針に基づき、高度地区による建築物の高さの最高限度の見直し等に当たって、想定される諸課題を整理し、調査を実施しているところであり、前記方針については、奈良県広域消防組合の香芝消防署長等に対しても伝達しており、はしご付消防自動車の配備等を始め、本市内における消防力を適切に維持していくよう求めている。

2(2)について

はしご付消防自動車の配備について、本市から奈良県広域消防組合に確認したところ、次のような回答が示された。

「今後のはしご車の配置場所や台数は、奈良県広域消防組合全体の観点から令和12年の消防需要に基づき、必要な消防力を定めた、『消防署・消防車両・人員配置等に係るグランドデザイン』に従い、配置整備を行う予定である。具体的には、大型はしご車を、対象地域を包括する位置関係から天理消防署、西和消防署、橿原消防署の3消防署に配置するとともに、小型はしご兼水槽車を、香芝消防署、高田消防署、桜井消防署、御所消防署の4消防署に配置することで、効率的かつ効果的な消防力の強化を図る。」

本市としては、引き続き、前記のとおり、はしご付消防自動車の配備等を始め、本市内における消防力を適切に維持していくよう求めていく。